

ギリシャ政府による新型コロナウイルス感染症対策
(ミコノス島への追加制限措置等)

2021年7月19日
在ギリシャ日本国大使館

現在、ギリシャでは新型コロナウイルス感染症の感染者数が再び増加傾向にあり、特に若者を中心としたデルタ変異種の感染が拡大しています。

ギリシャ政府は、過去数日間に複数のクラスターと憂慮すべき局所的な感染があるとして、ミコノス島等に対して7月17日から7月26日午前6時まで有効な追加制限措置を発表しました。

措置内容は、以下のとおりです。

- (1) ミコノス島では、午前1時から午前6時までの夜間外出を禁止する。(健康上の理由と勤務のための移動を除く。)
(※「外出時の申告方法など」(当館作成資料)については、下記リンクをご参照ください。
https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list_20210719_gaishutsu.pdf)
- (2) ミコノス島では、レストラン、ナイトクラブ、有料ビーチ等での音楽を禁止する。
- (3) ギリシャ全土において、プライベートな場所における報酬や代償を得る者が参加する20名以上のパーティー等イベント開催を禁止する。会場の所有者または借主への違反金は、1回目で50,000ユーロ、2回目で200,000ユーロ。

なお、ギリシャ政府は、週毎に国内での制限措置について内容の見直し・延長を行っている他、今後の感染状況によっては、地域毎におけるロックダウンや追加制限措置を講じる可能性についても示唆しています。

引き続きギリシャの感染状況は予断を許さない状況ですので、ギリシャへの渡航については慎重にご検討ください。

※日本政府は、ギリシャに対して引き続き、「感染症危険情報レベル3：渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」を発出しています。

※ギリシャでは新型コロナウイルス変異株(デルタ株)の感染が確認されています。日本政府はギリシャへの短期渡航を中止するよう強く要請するとともに、水際対策強化措置の対象国として指定しています。このためギリシャから日本への帰国者は、検疫所が指定する場所での待機を求められ、入国後3日目の再検査で陰性と判定された場合は、同指定場所を退所し、その後、残りの11日間の自宅等での待機を求めら

れることとなります。

厚生労働省リンク

<https://www.mhlw.go.jp/content/000807057.pdf>

在ギリシャ日本国大使館(領事班)

電話:210-670-9910、9911

F A X:210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

メール: consular@at.mofa.go.jp